

日韓兩國間に取極めらるべき財産及び請求権の
処理に關する協定の基本要綱（日本側提案）

一、日本國及び大韓民國は、それら國民（法人を含む。以下同じ。）が相手國の領
域において有する財産に關する權利（利益及びその果實を含む。以下同じ。）並に
相手國及びその國民に対して正当に取得したその他の權利を、相互に承認し、その權
利の行使が妨がれてゐるときは、これを回復する措置を講ずるものとする。

二、前項の權利が國又はその國民の責任において侵害されてゐるときは、その國又は國
民は、それそれ、これが現状回復又は損害の補償の責を負ふものとする。

三、第一項の回復の措置及び第二項の現状回復又は損害の補償の方法等については、当
該權利の種類に依じ、別途協議するものとする。

四、日本國及び大韓民國は、連合國最高司令官又は在韓米軍政府により、又はその指令
に従つて行われた相手國及びその國民の財産の処理の効力を承認する。

五、前項において承認する効果の範囲については別途協議するものとする。

三(一) 日本国は、日本国が大韓民国の領域において公用又は公共の用に供していた国有の財産を、大韓民国に別に定めるところに従い譲渡する。

(二) 日本国は、日本国が大韓民国の領域において企業に供していた国有の財産を、朝鮮事業公債法に基き発行された公債等、当該領域の利益のために発行されたものの、未償還残高等に相当する資金が日本国に引渡された場合に限る、大韓民国に譲渡する。

(三) 第四項の公用又は公共の用に供していた国有の財産及び第五項の企業に供していた国有の財産の範囲並びに前二項の譲渡の方法等については、別途協議するものとする。

(四) 日本国が大韓民国の領域において有する財産が第四項及び第五項に掲げるものを除く一切の財産並びに日本国の公共団体が大韓民国の領域において有する一切の財産については、前記一(一)の日本国民の財産の取扱に準じて取扱われるものとする。

(五) 日本国及び大韓民国は、この協定の締結に当つては、前記一(一)の三を一体として取扱うものとし、且つ、前記の別途協議に当つては、具体的実施が相互に公平且つ実効的

に行われるよう措置するものとする。

日本側は、ついで、右提案理由の説明を行ったが、その要旨は左の通りである。

今次請求権問題の最重要点は日本が平和条約において承認した在韓米軍政府による反ひその指令に基いて行われた日本財産の処分が効力を認めるという意味如何にかかっている。

韓国側の請求権問題に関する主張は根拠は在韓米軍政府の出した所謂 *Working Document No. 33* の効果を没収と同様に解しようとするにある。即ち韓国側は一九四五年十二月六日の *Working Document No. 33* により米軍政府は日本財産に対する絶対的且つ最終的処分権を有し、これは事実上没収と同様であると主張する立場に立っている。然し我々は日本は米軍政府の処分が効力を認めない(第四条(一))のであるがこれは占領軍が国際法上適法に行つた財産の処分はこれを有効と認めない(その効力について争うことではない)という意味のことであつて国際法上占領軍に認められていない処分も合法であると認めなければならないという立場に立っている。前記 *Working Document* 即ち米軍令第三十三号は

日本財産が軍政府に *seized in and owned by* (帰属され所有されている) と規定しているが、これはヘトグの陸戦法規第四大条が「私有財産はこれを没収することを得」と規定している私有財産没収の禁止の条項を超えて有効のものであるという意味ではない。米軍政府は敵国私有財産を直接且つ包括的に没収し得るものではない。米軍政府は占領軍として管理する立場で敵国私有財産を処分し得るかその対価及び果実に対しては正当なる所有者である原権利者が請求権を有することは当然である。この権利は財産の移転と無関係に存続する。

War の陸戦法規に明記してある私有財産権の尊重の原則に関しては第一次、第二次両大戦を通じて占領軍は必ずしも厳密にこれを遵守しなかつた観もあり謂わば戦時占領に關して新しい慣例を生じたから外観を呈しているにも拘らず被占領国の私有財産を占領国又は占領軍が直接且つ包括的に没収した実例あるを聞かない。或る程対日平和条約においてはその第十四条、第十六条々如く日本が連合国、中立国、枢軸国における資産を処分することに關して規定されているが、これは日本が連合国と同にこの平和条

約によつて斯る処分に合意したから初め可能なりである。

対日平和条約第四大条(b)はアメリカが占領下にあつた韓国にある日本の財産、権利、利益については第十四条におけるか如くこれを差押え、留置し、清算し、その他何等かの方法で処分する権利を韓国に認めたとではなく、在韓米軍政府の軍命令の効力を承認しただけである。ここにいう効力とは対日平和条約の第十四条の(2)の如き効果ではなく占領軍命令の効力を指すに止まるものである。没収を含むものである。

韓国側がこの点を正当に理解せず対日平和条約第四大条(b)は第十四条の(2)に酷似するといふ且つそれよりも更に強い効力を有すると主張する場合には絶対に賛成出来ない。第四大条の(2)において当事国同く特別取扱の主題とされているのは、第一に第四大条の(2)の処分は、*in whole* に入らぬものが若しありとすればそれについて、第二に第四大条の(2)の軍政府命令でカバーされたものにあつても、その財産及び財産が売却された場合にはその対価等の返還その他を請求権についてでありその最終的処理は当事国間、当事者間に協定が成つて始めて行われるものである。惟うに私有財産没収の原則は幾多の試験に

堪えて國際慣習上の一原則として其地位を維持しているものといえる。されば、こゝに於て四八年十二月十日國連第三回總會で採択された世界人權宣言第十七條第二項は「何人もその財産をほしいままに奪われることはない」と規定して私有財産尊重の原則を確認している。対日平和条約においても私有財産尊重の原則は當然の前提となつてゐる。即ち対日平和条約の前文に「日本國としては、世界人權宣言の目的を實現するに努力し」と云々とある。そして私有財産尊重を真向から反對している規定は何處にもない。

唯、対日平和条約の第十四條の四の二及び第十六條は、あつたかも右原則を否定しているかの如き印象を与へやすい。また事實に於ては規定が私有財産尊重の原則を輕視していると、この點は免かれぬ處であらう。それにもかかわらず、單にそれだけの理由をもつて対日平和条約が國際法上、私有財産尊重の原則を否定しているとは考えられないのである。

要するに財産及び請求權問題について日本が韓國と同様に對日平和条約の第四條による特別取極を結ぶんとするに當つては、在韓日本財産については在韓米軍政府軍令第三十三号のいわゆる *Seizing Decree* により、仮りに当該日本財産のタイトルが米軍政府に移

転されてゐたとしても、そのタイトルは當然權利者に返還されるべきものであり、また若し当該財産が米軍政府によつて売却されてゐた場合には、原權利者のその對価等に対する請求權は依然として存在する點が認識されるべきものである。例へば敵産管理人は敵産のタイトルを有するその場合株式等は管理人名義になるかも知れぬが、それでも原權利者の株主權が最終的に消滅するわけではない。そしてその最終的解決こそは正に戦後條約の主題となるものである。對日平和条約の第四條冒頭の文面からいつてもこのことは明らかである。

韓國と日本との間の財産及び請求權の処理は相互的なものであり決して一方的なものではない。唯、第四條の項の規定によつて在韓米軍政府の処理の効力を日本が認めることとなつてゐるため日本側の主張がある程度限定されてゐるというに過ぎない。

次に在韓日本財産は米軍政府から韓國政府に現実に移転されたか、これによつて当該財産全部に關する米軍政府の権限全部が韓國に移讓されたか、それとはなく、韓國政府は事實上これら財産を管理する立場におかれたにすぎないものである。文獻として、更に右の點

として当然米軍が有していた処分権を交戦国でも占領軍でもない第三者にアメリカが移譲したとするならこれは明らかに國際法上原則を無視するものといわなければならぬ。

結論としていえば日本は対日平和条約第四条のよつて在韓米軍政府によつて行われたい財産処分効力を承認するだけであつて在韓財産に対する本来の權利及び請求権を放棄したのではない。これらの權利及び請求権こそは、日本が平和条約第四条を予知してゐる特別取極の主眼となるものであり、この特別取極において日本がこれを放棄するといふことが別であるか少くともどういふ方法で日本が放棄しない限りこれらの財産に対する權利又は請求権は当然存続するものである。

日本が対象は私有財産権について叙しようとする根本理念によつて構成されてゐる。即ち第一項で在韓日本財産、權利、利益を確保することと同時に五と相照応してわが方も韓国側が在日財産、權利、利益を確保する趣旨である。即ち *Leaving Deceit* の効力を認めるかそればかりでなく正当な所有者が有する所有權が放棄したものでない

この趣旨に立脚してゐるうは甲すまでもない。なお動乱その他で現在日本財産の増減失が考えられるかどう責任についても規定せんとするものである。これらの原状回復、損害賠償、權利の行使を可能ならしめるよう措置することを要求する。その詳細は別途協議による。第二項は対日平和条約第四条の趣旨に係せて日本に關してはなほこの指令を實施した措置（例えば在外公使令、閉鎖機關令、自作農創設特別措置法上の措置等）の効果を承認することとするものである。

第三項は韓国が独立に伴い繼承せらるべき国有財産の規定であるが国有財産が公用に供せられたもの等については別に取扱める所に從つて韓国側へ譲渡する趣旨である。国有財産で企業用に充てられたものについては朝鮮事業公債法、米穀生産財源確保に關する法律等に基いて発行された公債の未償還款高等に相當する資金を日本へ引渡す場合に限り譲渡せんとする趣旨であり、その他財産については、私有財産と同様の原則によつて処理せんとする趣旨である。

第四項は以上第一項第三項は一体として取扱はるべきものであることを確認し且つ

第一項及び第三項の具体的実施が相互に對等に對等且つ實効的に行われるよう確保せんとする趣旨である。

右に對し、韓國側は、第六回會議において、「請求權問題に關する日本側提案に對する韓國側意見」を附陳したか、その要旨は、左の通りである。

日本側は、法令第三十三号か、韓國にある日本財産は、美軍政府に *vested in and controlled by* 「帰属され所有されている」と規定していることに對し、これは、没収の爲の所有權取得ではなくして、敵産管理として信託的所有權の取得である、と主張するか、何法令においても、日本が主張を裏づけるに足る何等の文書も無いから、却て、逆に、普通敵産管理令には、その例を見難い軍政府による所有權の取得を、明文をもつて積極的に規定しているものである。しこうして、美軍政府のその後の措置、すなわち、これらの帰属財産全部を（売却したものでない限り）一足四八年九月十一日付韓美協定に基き、無条件に、しかも、大韓民國國民の權利のために使用するようにとり要請の下に、大韓民國に移転し与えた事實を以て合せるならば、日本側の主張は何等の根拠

をも持たないものである。

平和條約における日本の在外資産に對する連合國の処理方式を觀るならば、まず連合國にあるそれは、第十四条にこれを規定して、連合國にその最後の処分權を与へ、松竹竹種者は、僅かに各連合國がその國內法を以て享する權利のみを保留せしめ、つぎに、平和條約及び各駐國に於けるそれは、第十六条にこれを規定して、松竹竹種者には何等の權利をも与えずして、これを挙げ、第十條國際委員會に引渡し、さうにつきに解放國及び大韓民國にあるそれについては、第四條によつて日本をして前記法令第三十三條の措置、すなわち、韓國にあるすべての日本財産を美軍政府の所有に帰属せしめた措置を以てその後これを大韓民國に移転した措置を承認せしめらるゝのである。すなわち、連合國は、日本がその本来の領土の外にあるすべての財産を、世界的に非日本化する措置の一環として、韓國においては、法令第三十三條の措置をしたのである。しこうして、このいふれから処理方式においても、松竹竹種は無視、あるいは少くとも輕視されるものである。

二此に對し、日本側は連合國、中立國、及び被擧國に於ける財産について、二此に對し、
その國內法によつて没收すること、は、國際法に於ける敵國私所有財産不没收の原則に違反する
ものであるが、平和条約によつて、かかる処分を日本が合意したから、初めて可能になつ
たのであるとして認められ、韓國に於ける財産の処置の場合には、二此を認めないであら
う。

しかしたから、日本は、平和条約の第四條の項によつて、英軍政府の法令によつて承
認したものと、同等の關係を附してはいないものである。だから、日本側説明の誤例
を借りていふと、アメリカの國內法に於ける政府管理法によつて、日本の財産を没收した
らば、二此は國際法に於ける敵國私所有財産不没收の原則に違反するものであるが、日本が、第十四條に
よつて二此に合意したことにより、その措置が可能になつたのであるとするならば、韓
國の場合、英軍政府の法令第三十三條によつて日本の財産に對しその所有權を最終的に
取得したことが、たとえ私所有財産不没收の原則に抵触するとしても、アメリカの場
合にまさしく同じ理由によつてすゝめられる。日本が第十四條によつて二此を承認することに

よつて、その措置が法的に可能になつたわけである。第四條の項より承認した第十四條、
第十六條の合意とその性質において何も変りない。英軍政府による処分が、たとえ國際
法を超越するものであつたとしても、それを日本が無条件に承認したならば、連合國に於ける
財産について連合國がなす処分が國際法に抵触するものであつても、日本が二此に合意す
ることは、その性質はひとしいであらう。

しかも、日本側が、ハーグ陸戦法規第四六條私所有權不没收の原則、敵國財産不没收
の原則、さらには人権宣言第十七條に於ける私所有權の尊重の思想を、伝家の宝刀とし
て持ち出したから、前記の諸場合、私所有權を没收されたもの、その私所有權者自身ではな
しに、日本國が二此に同意するだけによつて、直ちに、二此の原則は行なはれず、維
持されたことになる。いうことに對しても疑念を得ない。なぜなら、國家といふは
も國民の財産をばしりますに処分することから成るものである。二此の原則
の要請の一つであるからである。

従つて、二此よりは、むしろ戦争終了後敗戦國の在外財産について、それが私所有
権がある場合に於いて、前記諸原則とは全然違つた見地から、二此をどう國から功

す措置をする原則が、國際法上、すでに、第一次大戦の時から形成され始め、第一次大戦後にいたり確立したものと端的に見るべきであろう。在外財産の処理は、私所有權尊重の思想にもかかわらず、さらに強く高い理想に基いて、この國の本來の領土の外にある財産についてのみ行われるのである。韓國の場合、日本にあるいは日本人の財産についてのみ、かかる措置が行われようである。韓國及び韓國人の財産、また日本本來の領土にある日本財産については、私所有權尊重の思想が充分に保持されているのである。日本側はかかる歴史的現象には目を向けずして、法令第三十三号について日本に便利を解釈を引き出すに意つてあり、法令第三十三号による所有權の最後の取得の措置らどびかかる所有權は大韓民國への無條件讓渡をもつて、國際法違反と判定する時は、韓國側としては、遺憾の意を表せざるを得ないであろう。

要するに日本が平和条約第四條四項によつて承認したる美軍政府法令第三十三号によつて、一九四五年八月九日、あるいは其の後韓國にある日本及び日本人のすべての財産は、一九四五年九月二十五日付をもつて、美軍政府に帰属しその所有となり、一九四

八年七月十一日付韓美協定に基き、大韓民國の所有となつたのである。従つて韓國に日本にあるいは日本人の財産は何もないのである。だから平和条約第四條A項による特別取極は、韓國およびその國民の日本にあるいは日本國民に対する請求權の処理がその対象となるわけである。同項が相互的協定が如き表現を取っている時は、同項が韓日間の請求權の問題のみでなく、第二條、第三條協定の諸地域と日本との間の問題を包括的に規定したためにすぎない。

韓國が帰属財産に對しどう國策に基き処分したかは、叙上々如く自己に帰したる所有權に基づく行為である。

以上において、韓國側の根本的立場と、日本側の意見との關係において明らかにしたか、要するに、韓國側としては、日本側の方針は、その根本において未だ旧支配關係の情状から止揚されていまいという印象を強くせざるを得ない。一九四五年八月九日現在韓國の富は、その大部分が、日本にあるいは日本人の所有となつた事實を、日本は正當なる状態として、こつまずく權利を主張し、今これについて韓國側を再確認を求めるこ

とは、すなわち新しい経済的併合の結果するものとなり、カイロ宣言にいう奴隷状態の新しき承認を求むるものである、といわざるを得ない。

本委員会は、分科委員会ではあるが、韓日両国間の財産及び請求権問題の論議にわたつては、この両委員会の政治的意義が充分なる認識から出発せねばならぬ。平和条約第四条の項は、同条二条A項と照応して、韓國の政治的経済的独立、その考慮の上に規定されたものである。従つて、この条文に対し疑義をこしはさむことは、韓國の政治的経済的独立に対し疑義をこしはさむことである。

日本側より、日本側より右に對する論議は、いずれ別の機会に行うか、日本側提案に對し、韓国を行ふやう韓國側を進行したか、韓國側は、日本側提案の根本精神が余りにかけ離れてゐるため、日本側から提案でも提示される限り、このままでは討議を進め得ない、として、韓国に入ることを拒否した。

双方代表間には、右第六回會議の前後に數回、非公式會談が用ゐられたが、わが方提案の内容は、韓國側にとつて、まさに青天の霹靂であり、韓國代表団は、關係書類を本團に送

付することすら未だに行ひかねてゐる始末である。

尤も、全面に韓國側提案は、韓國代表等としては、本國の主張を主張し、非常な努力をこめて獲得し、前記の如く比較的穩かな程度に止めたものであるといふが、わが方提案が、先方の持つて立つ理論そのものを動搖せしめるものであったため、韓國代表等も、極めて苦慮に陥り、その後非公式會談において、わが方から法理論を迂迴して、個々具體的項目について結合を行うやう提議したのに對しては、先方は、議論が在韓日本財産そのものに關連することすらタブーであると称し、討議に入ることを拒否し続け、三月十八日に予定された會議には、出席を拒否した。

かくの如き状況のため、本件に關する公式討議は寧ろ悲劇である。

極秘

日韓会談
財産、請求権問題交渉の経緯（続）

昭和二十四年一月一日

本件の討議は、韓国側が、日本側提案の根本精神が余りにかけ離れているため賛同をも行わないとの態度を固持し続けたため、

三月十日の第六回会議の後には停滞状態に陥いつた。

他方、漁業問題を除いては、今次会談及び昨秋以来の委員会において取扱われた諸問題の討議が漸次進捗し、今次会談の期間中に妥結を予想し得る段階に入つたため、請求権問題の討議停滞が注視されるに至つた。即ち、日韓双方とも、全ての問題を会談全体との関連においてとりあげ、全般的に折衝の策を練るに際し、双方夫々の立場から、請求権問題の扱い方について種々考慮する情勢にたらずつたのである。

日本側としては、法理論を迂迴した非公式の討議を提唱したり、大蔵省の幹部に先方の主な委員を引合わせたり色々手を盡したが、韓国側は、日本側がその法律的主張を撤回すること并要求し、且つ、請求権問題が妥結に至らないようでは今次会談は成功の望みがなく、両国間の友好条約などは問題にならぬ、と云うような言辭を色々の機会に洩らすに至つた。

その間三月十七日に両全権の非公式会談が行われ、全部の問題について意見が交換されたが、梁大使は特に請求権問題について

ては、ダレス氏の言を引用したりして、在韓日本財産はすべて韓国のものになつたのであるという主張を繰返した由であるが、同時に、爾後毎月曜日に本会議を開いて各分科委員会の報告を開くようにしようと提案し、松本全権もこれに同意し、三月二十四日、第四回本会議が開催される運びとなつた。

第四回本会議においては、基本関係委員会及び漁業委員会の報告と共に、予て非公式会談において打合せてあつた請求権委員会の報告も、事務局係官によつて読みあげられた。その末段に、「第六回請求権委員会において日本側から、日本側提案に対する韓国応答を行う順序であることを述べたが、韓国側は、両国の原則問題に関する法律的主張において根本的に対立があるため、細目に対する質問を必要としない旨答えた。目下のところ、本件については、討議が停滞している次第である。」とあつたに對し、韓国側は、訂正意見を前日に提示してあつた筈であると云つて、訂正を要求したが、請求権委員会において検討することになつた。

3
注 右の訂正については、第七回請求権委員会（三月二十八日）において討議が行われ、韓国側より、前記文章の「韓国側は」から「必要としない」までの箇所を「韓国側は、

日本側が韓国にある日本または日本人の財産についてその所有権を主張する立場に立ち、韓国側の立場とは根本的に対立するため、更らにその細目について質問する必要を認めない」というように訂正するよう提案があり、これに対し日本側は「所有権」を「請求権」と変更して、右の訂正を行うよう主張し、結局、双方の合意が成立した。

三月二十四日の第四回本会議においては、わが方の予想していた通り、韓国側は請求権問題に論議を集中し、ポツダム宣言その他に言及して日本側を追求しようとして試みたが、梁主席代表が、「日本は韓国の一部に jurisdiction を主張するのであるか」というような法律論として精密さを欠く発言を行つたりしたため、全く効果があらなかつた。

右会議の議事要録によれば、前記報告に続いて、梁主席代表より、財産及び請求権問題に關する日本側の根本的見解について質問があり、日本側代表より、平和条約第四条(b)の解釈につき請求権委員会において従来行つたと同様の説明を行つた。韓国側は、更に、日本側が在韓日本財産に対する請求権の主張を撤回しなれば本会談から何も生れないと思う旨を述べたが、日本側は、韓国側のかかる考えを遺憾とする旨を述べ、かつ、見解の相違にも拘らず、双方があらゆる勢力を統けるべきことを強調した。韓国側は、次に、今次動乱により在韓日本財産に加えられた損害に對する補償までも日本側が要求しているのは驚くべきであると解と述べたが、日本側は、そのような補償までも要求していると解

したのは韓国側の誤解にすぎず、日本側提案（第二項）の真意は、むしろ、不可抗力による、損害については免責を考ふる余地を残せしめんとしている趣旨であることを説明し、かつ、提案及びその説明文中、誤解を避けるため書き方を變えてもよい旨を述べた。韓国側は、訂正の必要はないと述べたが、請求権問題は分科委員会で差し戻して再び討議を行わしめることを提案し、日本側もこれに同意した。但し、韓国側は、日本側が在韓日本財産に対する請求権を主張し続けるならば、分科委員会の成果はあがらないであろうと述べ、これに対し、日本側は、法律上の点に触れずに技術的話し合いを行う余地があるかも知れないと思われるので双方代表が更に努力すべきであると述べた。

なお、韓国側の一代表（任哲鎬）は、韓国民の考え方としてはカイロ会談において、日本が韓国を「略取」「盗取」したことが不法であつたと認められ、従つて韓国における日本の行為はすべて不法であり、財産も「無効」であり、また、これが在韓米軍政庁の法令第三十三号の発せられた所以であり、このような韓人の国民感情を考慮して財産問題を処理しなければ合意点は見出され

ないであろうという趣旨の発言を行つた。これに対し、日本側は、日本はポツダム宣言を遵守し来り、これは世界の認めるところである。榮港平和条約では、韓国については第二条、第四条等が関係するが、日本側は、これらの条項を忠実に履行し、且つ、親善関係の永続を希望するものであるが韓国側もこの点は十分諒解していることと思ふ旨を述べた。

右の経緯により、本件の審議は再び分科委員会に差し戻された。格好となり、第七回の請求確委員会は、三月二十八日に開催された。この会議においては、日本側から、第六回会議において韓国側が開陳した「美見」についての日本側の所見を、審議をもつて韓国側に提示した。同日の会議においては、この所見に記されているような法律論を繰返せば、韓国側もこれに応じて論議をするであろうから、本件の審議を委員会に差し戻した本会議決定の趣旨に反する結果を招く恐れがあるので、日本側は正面からこれを探り上げることをむしろ差控えていたのであるが、韓国側の質問により左記傍点の部分を説明するに至つたものである。

＊

＊

＊

「請求権問題に関する日本側提案に対する韓国側異見」について

日韓請求権問題に関する韓国側異見に対する当方の法律的立場は大要次の通りである。

(一) 韓国側によれば、軍令第三十三号にいう Vested in and Owned by の文
言は通常の敵産管理令にはその例を見難いところであるとのこ
とであるが、元来 *vested* なる字句が英米法に言ひ所有権の移転を
伴ひ、しかもこの「所有権」が最終的処分権を意味するもので
ないことは、この軍令を發した占領軍の本国たるアメリカでは
通常の法律常識となつてゐる。即ち一九一七年十月六日の同國
敵産管理法第五節によれば次の通りである。

and any property or interest of any foreign country or national thereof shall vest, when, as, and upon the terms, directed by the President, in such agency or person as may be designated from time to time by the President, and upon such terms and conditions as the President may prescribe such interest or property shall be held, used, administered, liquidated, sold, or otherwise dealt with in the interest of and for the benefit of the United States,

8
軍令第三十三号は同様のことを「財産のタイトル」を Vest し、「財産」を dispose すると二つに分けて規定したにすぎない。

軍令第三十三号に言う Owned の内容は占領軍として認められて
いる限りにおいて、自己のため (for the benefit of) 米國敵産管理
法に言う held used administered liquidated sold 等の他の権限を有するこ
とを意味する。しかし米韓協定によつてこれらの権限のうち
"administer for the benefit of Korean people" の権限のみが韓國側に移さ
れたのである。

若し仮りに軍令第三十三号によつて完全なる、最終的所有権
が軍政府に移転しており、更にこれが韓國に移されたとするな
らば、米韓協定によつてわざわざ administer for the benefit of Korean
people と規定する意味がなくなるわけである。

軍令第三十三号の規定の法律的解釈は戦時占領のステータス
を規律する國際法規、軍令を發した軍政府の意図及び國際法を
尊重せんとする占領軍の意図等を鑑定してなさるべきものであ
る。しかしてこの点については、一九四五年十二月二十日「日
本占領の根本目的に関するハカハ元帥の、下軍隊あて指
令」が、「The occupation forces will observe the obligations imposed upon

them by international law and the rules of land warfare」と言つてゐる点が
注目せらるべきである。

(二) 次に対日平和条約第十四条及び第十六条の類推解釈に関する韓国側の見解（異見(四)及び(五)）は一般に行われている条約の法律的解釈の範囲を逸脱するものである。

第十四条、(a) 2 及び第十六条の規定は賠償の規定である。戦勝国に対する賠償のため、在外資産に対する戦勝国の自由処分を認めんとする規定である。韓国側の主張の如く第十四条第十六条があるから第四条も没収であると解することは、「第十四、第十六条もあることだから在韓日本財産は全面的に韓国側に譲りたい。」との政治的主張としては多少理解し得る点もあるが、条約の法的解釈としては全く了解に苦しむところである。私有財産尊重の原則が第一次第二次大戦後の諸条約によつて軽視され完全には貫かれなかつた場合のあることは韓国側の説明通りである。当方の言わんとするところは平和条約第十四、第十六条で連合国に対する賠償のためにこの原則が完全には貫かれなかつたからといつて韓国との関係における財産の処理においてこの原則が否定されるべきであることは法律論として到底成立しないといふことである。

韓国側異見(五)のうち敗戦国の在外資産を没収する原則が第一次第二次大戦で確立せられたと述べているが、国際法の原則とは久しきに亘つて諸国家間の現実の利害關係の試練に耐え、永年の習慣法として諸国家を律する規範として確立したものを指すのである。而大戦後の諸平和条約のうち多くのものが、敗戦国の在戦勝国私有財産の抛棄と敗戦国政府の關係者への補償の義務とを同時に規定していることは事実である。即ち政府の補償義務を規定していることはこれらの条約が如何に私有財産尊重の原則を重要視しているかを証するものである。少くとも戦勝国に非る分離国における敗戦国の私有財産の抛棄を規定した平和条約はない。こうした財産の抛棄までも確立された原則であるというに至つては、法律論ではなく、一方的な政治論といわざるを得ない。

対日平和条約第四条にいうところは、法律的には頗る明瞭であつて何等疑問の余地を残さない。日本は軍政府の、またはその指令に従つて行われた処置の効力を承認するのであつて、ここでの効力とは占領軍の処置としての効力である。もし何

らかのそれ以外の効果を平和条約によつて生ぜしめんとするならば、例えば第十四条(四)の如き規定が必要なのである。

(三) 以上は韓国異見(四)ないし(五)に述べられたところに対する当方の見解である、従つて前に述べた当方の法的見解を何等訂正する必要を認めないものである。

さらに異見(八)及び(九)に述べられている点については、法律上の問題ではないと考えるので言及しない。ただ軍令第三十三号及び平和条約第四条の法律的解释は政治的考慮で決めるべきものではなく、純法律的に解釈を決定し、然る後にその結果に対して必要があれば政治的に考慮すべきものであることを申述べるに止める。

右会議においては、韓国側は、専ら、同条第一項の、韓国による確認を日本が要求している在韓財産に対する「権利」及び「正当に取得されたその他の権利」の意味につき質問し、且つ在韓米軍政庁命令第三十三号の解釈及び米韓財政協定の性質につき、韓国側の意見を述べ、これに対し、日本側が、回答を與え且つ前記の如き日本側の意見を述べた。

韓国側は、右の質疑応答によつて明らかにされたことは、従
来日本側が表明して来たことと變りがなく、根本的な意見の相
違があるから、再び本會議にこの結果を報告したいと希望した
のに対し日本側から質問を続行する權利を韓国側は放棄する次
第なりやと訊ねた處、韓国側は質問は大体これにて盡きた訳で
あると答えたので、日本側から、韓国側の質問がこれ以上無い
というのであるなら委員會の次第を本會議に報告することは差
支えないと思うがその場合の報告は左記の如き共同報告案によ
ることと致したいと述べ同案を提示したが、韓国側は右案に対
する諸否を留保し、追つて連絡することを約した。

＊

＊

＊

日韓会談本会議に対する請求権委員会の共同報告（案）

財産及び請求権の処理は、一九五一年九月八日にサンフランシスコ市において署名された平和条約第四条の規定に基づくものである。今、日韓会談本会議において本件の審議のためその分科委員会として請求権委員会の設置が決定され、同委員会において慎重審議が重ねられたが、両国代表の熱心且つ真摯な討議により、双方の主要な論点が明らかにされた。しかしながら、本件については、問題の複雑な性質に鑑み、今次日韓会談の期間中にはあるいはその最終的解決に到達し得ないかも知れない。

従つて、請求権委員会は、日韓会談本会議に対し、次の勧告を行うことに意見の一致を見た。

勧告

財産及び請求権の処理に関し、日韓両国は常設共同委員会を設置し、一九五一年九月八日にサンフランシスコ市において署名された平和条約の最初の効力発生後速やかに、和協の精神により且つ正義と衡平の原則に従つて、新たに本件の審議を行うこと。

×

×

×

右の如き情況のため、請求権委員会においては、案件の實質的審議は棚上げされた形になり、四月一日の第八回會議においても、本會議（第五回）に如何なる共同報告を行うかということについて論議が交されるのみであつたが、双方の案にはそれぞれの態度が表明されていた。すなわち、日本側の提案は、前記第七回會議の際に提出したものと略々同様で、ただ後半の表現について、韓国側の無用な猜疑を避けるため、次のように訂正を加えたものであつた。

「従つて、請求権委員会は、本會議に対し右の場合には左記措置をとることを勧告する。」

勸告

財産及び請求権の處理に關し、日韓両国は今次日韓會議終了後なるべく速かに和協の精神により且つ正義と衡平の原則に従つて、新たに本件の審議を行うこと。」

右に対し、韓国側は、常設共同委員会を設けるということとは、現在の請求権委員会がその役目を果し得ないということを示すこ

とになるので、面子の点からも、常設共同委員会設置の案を避け、本会議が続く間は、現在の委員会で本件の審議を続けようということを中心とするものであつた。すなわち、

「本委員会は韓日会談第二回本会議において、韓日間の財産および請求権問題の討議を行うべく、その分科委員会として、設置され、その後同国委員は七回にわたり真摯な審議を重ねた。韓国にある財産に対し、日本側はその権利を主張し、韓国側はこれに根本的に対立する見解に立ち、討議を重ねてもこの対立の接近を見る事ができなかった。しかしてこの根本的法律意見の対立の克服なくして討議をさらに継続することはできないことも明かになつた。従つて、ここに本委員会は韓日会談本会議に対し、本委員会の今後の運営方法につき、何等かの指示を仰ぐことに意見の一致を見た。」という案であつた。

第八回会談においては、双方とも右の如きそれぞれの提案を主張して譲らず、四月四日の第五回本会議直前に至つて、非公式会談において、次の如き簡単な報告にとどめることに打合せが行われた。

（第五回本会議に対する請求権委員会の共同報告）
「本委員会は日韓会談第四回本会議において両国の財産及び請求権問題につきさらに討議を重ねるよう指示され、その後公式非公式に審議を重ねているが今のところ何等の進展を見ていない。」

請求権委員会の双方委員が共同提案についてのそれぞれの案を主張してなかなかに譲ろうとしなかつたのは、根本的な問題として、日韓双方代表国の企図する今次会談の終結方式が相違していたためである。即ち、日本側は、昨秋以来の会談の問題、即ち在日韓人の国籍及び処遇の問題並びに船舶返還問題について、協定の締結その他の方法で何等かの妥結に到達し、これをもつて両国間の友好（又は基本）条約の締結に韓国側を誘導し、今次会談の他の議題、即ち請求権問題及び漁業問題については、常設共同委員会を設置する等の方法で後述を策すという会談の終結方式を策定し、この方針によつて最終段階に対処せんとしたのであるが、韓国側は、今次会談の重点をむしろ請求権問題の妥結に置き、わが方の前記方針には容易に応ぜず、請求権及び漁業問題について日本側が常設共同委員会の如き方法を考慮するのは、これらの案件を未解決のまま放置し、いわば逃避せんとするものであるかの如く猜疑し、請求権問題が解決されないならば、他の問題についても協定等には応じないとの態度を繰返し表明した。

四月四日の第五回本会議においても、梁主席代表は、用意した

声明文を読みあげたが、その要旨は次の如くであつた。

(日本側提案の説明要旨の中から、結論的な部分を引用したのも、)

~~~~~  
"My delegation fully realizes the purport of the foregoing Japanese statement: that

despite everything, Japan is insisting that she has property rights in Korea!"

"And yet the uncertainty in the minds of the authors (of the summary just quoted) as to the legality of the Japanese position is reflected in their inconsistent, and indeed conflicting assertions."

~~~~~

"It is also interesting, in view of our people's long and intimate knowledge of how the Japanese acquired some of this property (by duress, bribery, the terror and other standard methods of the police state) to find a pious reference in your statement to "the principles of international law."

(次に、在韓米軍政府軍令第三十三号第二節に言及して、

all such property is owned by the Military Government of Korea

個所を強調し、更にS.W.A.C.米軍協定第五条を引用した後、)

"As for the Japan Peace Treaty itself, Article 2 (a) in which Japan recognizes the independence of Korea and renounces all right, title and claim to Korea, and Article 4 (a) and (b) are most pertinent. Our Republic takes the stand that Japan cannot interpret either (a) or (b) to suit itself, thus giving lip-service to the "validity" of Military Government directives while denying their full legitimacy under international law.

(船舶問題に關して日本側が提案してS.W.A.C.の事を強めること、
S.W.A.C. 聖職はなからず、と述べて、)

"In all of this I must remind you that no only the Republic of Korea but the entire free world are critically watching Japan's performance, especially in the period when Japan again assumes sovereignty as the result of an extremely generous Peace Treaty with the victors.

Remember, it is not Korea that is on trial in the court of world opinion! To the contrary, the world including my own sovereign nation, is anxiously awaiting proof that

Japan has changed; that your country is really ready to assume her responsibilities as a member of the family of nations; and, in this case, that she is ready to treat her Asian neighbors fairly.

My republic is convinced that unless we and the Japanese Government solve all existing issues between us in this Treaty now being negotiated, it is fruitless to proceed with any Treaty.

If the Japanese persist in their unwarranted and legally unsound position, especially in property claims, my Delegation will have no choice but to tell the world who is responsible for the failure to consummate a Korean-Japanese Treaty.

The United States and our other UN allies expect much of us in Asia in the crucial fight for the survival of all freedom-loving nations, of which our people would like to believe Japan is one.

Unity with the other Asian nations in this struggle is impossible unless Japan takes realistic recognition of the situation and drops her transparently obvious attempts to "bargain" on matters in which your Delegation has no legal or moral foundation for "bargaining".

My Delegation awaits your decision with the hope that you will realize the issues at stake, that you will take the long-range view and not insist on maintaining a position which is inimical not only to your own interests and to Asian unity against the Communist monster, but to world peace.

右の声明に対しては、松本主席代表より、法律論的部分については、日本側の見解を文書をもつて表明するかもしれない旨を述べたが、これに従い、四月十一日次の文書を韓国側代表団に正式に送付した。

（四月四日付梁大使声明中の法律論的部分に対す
る日本代表団の意見）

（一）梁大使声明は、日本側所論の矛盾として、

（イ）日本側が在韓米軍政府の本件財産に対する処理の効力を承認しながら、米軍政府から韓国政府に移されたのはすべての権限ではないといひ、しかもさらに平和条約第四条（b）によつて日本

本の請求権は制限されるとしていること、

（ロ）日本が国際法の原則を謳いながら、「日本人が本件財産のあるものを如何なる手段で取得したかに関し韓国民衆が長期にわたりつぶさに知つてゐる事実（強迫、贈賄、恐怖その他の警察國家の標準的方法）」について目をおおつてゐること、並び

に平和条約第二条及び第四条は明かに韓国側の主張するところを規定していること、の三点を指摘して従来の韓国側の主張を繰返している。

（二）前記（イ）の点についての意見は、既に手交済の日本側の二文書即ち「請求権問題に関する日本側提案の説明要旨」及び「請求権問題に関する日本側提案に対する韓国側異見について」に詳述

されているように、平和条約第四条(b)によつて、日本が「合衆国軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する」ということは、米軍政府が占領軍の資格において国際法上適法に行つた財産の処分を有効と認めて、その効力について争わないということであつてヘーグの陸戦法規が禁止している敵国私有財産の直接的且つ包括的没収をも適法行為として認めることではない。事実、軍令第三十三号には没収を規定したと解せられる条文はどこにもない。韓国側は、この軍令が在韓日本財産を米軍政府に帰属せしめたのみならず米軍政府によつて所有されると規定している点を強調して、その処分が没収であると主張するのであるが、財産の帰属が所有権の移転を含むことは当然であつて、日本側もこれを否定しようとはしない。ただ日本側の立場は所有権の移転既ち没収であるとする韓国側の立場に根本的に反対するのである。

また、米韓協定によつて韓国側に移された権限の範囲については、韓国政府はこの協定に基き、單に米軍政府に帰属されて

いた財産の移転を受け、それを管理する立場におかれたにすぎないのであつて、米軍政府が占領軍の資格として始めて国際法上適法に有し得ていた処分権をも同時に移譲されたものではな

いというのが日本側の見解である。従つて、「声明」にいう矛盾とは、韓国側が米軍政府の処分を没収と解する立場から生ずる矛盾であつて、米軍政府の処分を直接的且つ包括的没収と解さない日本側の立場に立てば毫も矛盾するところはない。

(三) 同の点に関する日本代表団の見解は次の通りである。

在韓国日本財産は、韓国その他の地域における国内法に従つて適法に獲得されたものである。国家の併合、領土の分離、独立等についての国際法の原則は、一定の領域の国際法上のステータスの変更の故に、国内法上合法的に成立した法律行為を一律に無効とせしめるようなことは、明かに禁止している。国際法はこのような法秩序の全面的破壊を防止するためのものである。法治国民に関する限り真の公正の觀念は、国際法及び国内法秩序の枠内でのみ実現されなければならない。

(四) さらに平和条約の文脈を注意深く検討するならば、第二条(ハ)にすべての権利、権限及び請求権を放棄するとあるのは、領土権に関する規定であり、財産及びこれに関連する請求権には関係がないことは明らかである。第四条(ハ)及び(ニ)に関する日本側の見解についてはここで繰返すことを差し控える。

(五) 最後に日本代表団は、既に幾度か繰返し提議し来たつた通り本件問題に関する両国の法律の見解の間には大なる相違あるが如くであるに拘らず問題の現実的な解決は可能なるべきことを信ずる旨を此処に付け加えておく。

前記衆主席代表の声明に対しては、松本主席代表は、その席上において、直ちに、今次会談に対する自分の氣持を述べる、として、要旨次の如き陳述を行つた。

「昨年十一月吉田総理から日韓会談の主席代表となることを依頼された時、この会談が非常に困難なものであることを知りつつも、私はあえてこれを引受けたのである。なぜならば、私は今度新たに国交を開始しようとする日韓兩國の關係は、今後長年月に亘つて有効的なものであり、かつ恒久的な平和を維持し得るようなものでなければならぬことを確信していたからである。特に私が感じたことは、これまで一語に生活していた人々が別の国となるために、色々な問題が起るであろうが、この問題の解決を万が一誤つたならば、其に重大であるというものである。従つて非常な努力をしなければならぬが、そのためには急いでならぬということを私は自分にい聞かせたのである。吉田総理も、私に、十分に念を入れて慎重に対処し、急がないようにいわれた。これは、一に、兩國關係の長い將來を考へるからであつて、急いだ仕事は、無理があつて、いつか破れるであろうからこの問題は、

念を入れて、ゆつくりやつて行かなければならない。

「今回の会談の初めから今日までほとんど一月半になるが結果が得られないのは残念である。しかし、それ程に問題が複雑多岐に亘つてゐるのである。双方が忍耐を指針として愉快に交渉を行いたいのであるが、幸いに今日までは愉快であつた。しかし、不幸にして、主として請求權問題に關する日本側の法律的意见に對する韓国側の反對が、極めて強いために、折角数カ月もかかつて纏まりかけた国籍や船舶の問題まで、安結できない状態である。梁大使は先程の声明の中で、日本側が提供を申出ている船舶が少なすぎると述べられたが、私としては、本件についても最善を盡し、何とか纏めるために、この提案を行つたのであつて、勿論これだけで十分であるとは思つてゐないが、さりとて、問題にならないう程の少額であるとの御意見には賛同致しかねる。双方が討議を盡した上で、日本の財政からいつても reasonable な申出を行つたのである。

要するに、われわれは日韓兩國の最初の國交を結ぶ大任を負つてゐるのであるから、辛棒強く、可能なことから、手段を見つけ

て行きたい。その意味において、過去四回の私的会談においても
梁大使に色々申出を行つたのであり、*bargain* をする積りはないの
であるから、誤解のないようにして戴きたい。

この際、纏つたものを、形を整えて、日本が国際社会に復帰す
るに当つて、韓国との間が良くいつていることを世界に示すこと
は、日本のためでもあるが、又韓国のためでもある。

私は梁大使の *statement* に正面から反対する気持は毛頭ないが、
われわれの気持もよく考慮されて、実際のことを解決するよう
に、私も努めるが、貴方も努められたい。現実を直視し出来得る
ものを解決して行きたい。私の三十年の外交官生活の経験から判
断して *all or nothing* という態度は外交においては禁物であり、
現状に恥じて、一つ一つ解決して行くのが良い方法である。英
国のイーデン氏が、*small beginning* ということをいつているが、わ
れわれの会談においても、これから大きな結果が、われわれの友
好關係から生れて来るのである。困難は多々あるが、その気持で
何等かの成果を得るよう努力するのがわれわれの *small beginning*
である。梁大使の先程の *statement* は、名聲ある法師である梁氏が

三 日本側は、前記既定方針によつて会談の円満妥結に努力し来つたのであるが、韓国側が、請求権問題について既述の如き強硬態度を固持するため、会談は停滯状態を続け、場合によつては、このまま打ち切りとなる恐れもあることに鑑み、いかなる事態にも直ちに対処し得るよう、諸般の準備を整えつつも、更に会談の妥結に向つて、尽すべき手を尽す意味において、種々の努力を重ねた。例えば、請求権問題処理のための常設共同委員会設置の提案について、韓国側の疑惑を払拭する一策として、右委員会の運営方法を更に具体的に示した左記の腹案を、非公式に韓国側に提示した。

一 (一) 出来る限り韓国の経済復興に寄與するため、両国協力の精神によつて審議を進めること。

(二) 日本側では、委員会に財界人的センスを加える用意があること。

(三) クレームの項目別に数箇の小委員会を併設し、具体的数字の突き合せなどを行うこと。

(四) なるべく四月下旬又は五月初旬から発足し、取あえず一月の

会期を予定すること。」

韓国側は、日本側の会談終結方式を不満に思いながらも、右の腹案に対しては、種々の希望を述べるなど、多少の反応を示した。で、わが方としては、日本側が本件の解決を回避遷延する態度ではないことを更によく韓国側に納得せしめるべく、右提案の線に沿った努力を更に続けんとしていたが、四月八日韓国側主席代表梁博士が本国政府と協議するため帰国するに際し、「強硬」な声明を発し、日本側が「不当な」請求権の主張を行っていると非難し、且つ、「とくに関心をひくことは朝鮮戦乱中に被害を受けた日本の在韓財産にたいし、日本が賠償請求権を持つと主張していることとである」「共同」と、かつて第四回本会議において日本側代表により明確に否定された韓国側の曲解を、ことさらに繰返したが、更に、その際、同大使が、第五回本会議において行つた声明文の写しを外人記者に配布したことが判明した。

去る三月二十五日付ニッポン・タイムスにも、請求権問題に関する日本側提案の説明要旨が同博士によつて一部分発表されてお

り、梁博士のかかる度重なる行為は、打合せ済みの事項以外は新

聞に発表しないという本会議の議事手続に関する決定に反するの
みならず、その声明内容とともに、今次会談の主席代表としての
同博士に対する日本側の信頼をも裏切るものである。よつて、松
本主席代表より左記書簡を送付して梁博士の反省を促した。(本
書簡は、四月十八日松本主席代表の記者会見において、これを発
表した)。

(訳文)

拝啓 陳者

私は次の事を本日の新聞で読み非常に驚いた次第です。

それは貴下が日本は在韓日本財産に關して法外な要求を行い、特に、今次暴變によつて損害を受け又は破壊された日本財産に対する補償を要求しているという声明を記者団に与えたということです。

それは私が既に今度の日韓会談において請求權問題に關する日本側の法律の見解と実際の意図とは貴下の言葉と正反對であることを明言してある通りであるにもかかわらず貴下はこれを取て無視して今度のような声明を新聞記者に与えたのです。

更に私が驚いたことは、日韓会談の本会議において貴下が読み上げた意見書の写しを日本側に何等相談することなく新聞記者に渡されたことが判明したことです。

申すまでもなく日韓会談の議事は極秘に附されており会談に關する新聞発表は日韓双方の同意がなければ行われないうちに初めから双方で申合せてあつたことです。

私はもう一つ三月二十五日付のニッポン・タイムスに出たA.P.のO・H・P・キングが執筆した記事のことに言及せざるを得ません。その記事は日本は在韓米占領軍かヘルク陸戦法規に違反していると主張しているかのような誤った印象を讀者に与えようとの意図の下に書かれています。それを讀んだとき私は、その記事が日韓会談の一分科会である請求権委員会の公式会議において発表した日本側の意見書の中の相当部分をそのまま引用し、暴露するために書かれていることを発見したのです。その記事の中には貴下の名前が引用されているのですか、それでも私はその記者を信用しませんでした。それは貴下かこんな背信行為に出るはずがないと思つていたからです。従つてその際、日本側は、その記事について何も指値をとることをしませんでした。即ち私もまたこれに對抗してプレス・キャンペーンをやつてゐると解釈されるのを潔しとしなかつたからです。

私は今日は憂鬱です。その理由は、この日韓会談の前途を悲観しているからではありません。日本側の代表達がこの会談を円満に進めるために会談の議題に關係を有する諸方面の了解を得る

ためにこれまでどれだけ尽してきたかを此處で振り返つて見たいのです。この努力が新聞記者に對する貴下の常軌を逸した発表によつて無意味となるばかりか強硬論を説得して、これまでと同じ程度の成果を収めるために私の努力を更に倍加せねばならぬことが予見される訳であつてこれか私の憂鬱の種なのです。

諸報道によれば、貴下は、日本が在韓日本財産に對する請求権を放棄すべきことを要請しておられますが、サン・フランシスコ平和条約の第四条の規定に従つてこれらの請求権及び財産は、日本と貴国との間に話合を行い、その結果結ばれるはずの特別取極の對象になつています。それ故日韓双方ともこれらの請求権を撤回する必要はなく、予て日本側代表が公式及び非公式會議において繰返し述べて来たように、むしろ両者は、今度の會談で最終的解決をつけるための交渉の題目とすべきであります。そして、そのすることばやろうと思ひさえすればできるはずなのです。私は此の際は法律上の諸問題を論議することを暫らく棚上げて、請求権又は財産問題の具體的細目を採り上げるようにとの實際的な提議をしてゐるにもかかわらず、貴方はこれに応じないのですが、

日韓会谈韓国側主席代表
梁 祐 鏞 博士 殿

一九五二年四月九日

松 本 俊 一

私には何故に貴方が討議を拒否し続けるのか理解できません。議
事要録を注意深く且つ各観的に読むと、外交上の習慣や国際慣行
に全く反して極秘文書を新聞紙上に度々発表された点は暫らく問
わないでも、今次日韓会谈の行話りの全責任が、結局は貴方の前
述のような態度に帰せられるべきである。結論せざるを得ません。
私は今度の会谈を成功裡に終結するといふ我々の共通の任務を
思ひおこして戴くため、この機会に私か取て申し述べざるを得な
かつた前記の趣旨を貴下から十分に再考せられんことを切望します。
敬 具